

報告第9号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年6月11日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成22年3月23日	76,762円	足立区加平在住者	足立区加平二丁目25番から谷中三丁目20番先における補助第258号線立体交差取付道路工事その2の施工に伴い、相手方所有の建具に対し、損傷の損害を与えた。